

会計帳簿への住所の記載について

政治資金規正法において、政治団体の会計帳簿には、すべての支出について支出を受けた者の住所の記載（支出を受けた者が団体である場合には、主たる事務所の所在地）が義務付けられている。

○ 政治資金規正法

（会計帳簿の備付け及び記載）

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 [略]

二 すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条、第十七条、第十九条の十一、第十九条の十三及び第十九条の十六において同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 [略]

2 [略]

【 I 】 会計帳簿への住所記載義務のあり方について

事務負担について

国会議員関係政治団体や登録政治資金監査人から、会計帳簿の住所記載義務に係る事務負担が大きいことについて、様々な意見が寄せられている。

また、税法上も、消費税法で仕入税額控除の適用を受けるために、3万円以上の高額領収書の交付を受けなかった場合に帳簿への住所記載が求められているものの、支出を受けた者の住所は一般的に帳簿や証拠書類上の必要記載事項とはされていない。

住所記載の必要性について

政治資金規正法において、政治団体に対し、会計帳簿の備付け及び記載が義務付けられている趣旨は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所をはじめ所定の事項の記載により支出を受けた者を特定しつつ、支出の実在性を担保することであるとされている。

ここで、国会議員関係政治団体については、平成19年の政治資金規正法改正により、すべての支出について領収書等の徴取・保存が義務付けられ、少額領収書等も開示請求の対象となり、さらに、すべての支出について登録政治資金監査人の確認を受けることとなった。したがって、一定の支出について会計帳簿の住所記載を省略したとしても、支出の実在性の担保の趣旨を著しく損なうことはなく、不正な記載や報告は十分に防止される制度になったとも考えられる。

(1) これまでの議論

収支報告書に支出の明細が報告される人件費を除く1件1万円を超える支出（以下、高額の支出と呼ぶ。）については、収支報告書に支出の明細が報告されるため、支出を受けた者の住所が記載された何らかの書面が政治団体において保存されることが適当であると考えられる。しかし、当該書面が必ずしも会計帳簿である必要があるかは議論のあるところである。

平成23年3月 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ(抄)

収支報告書で住所を報告すべき支出については、会計責任者が異動した場合、支出を受けた者の住所を書面として残していないと収支報告書の記載が困難になることや、会計責任者等としても収支報告書を作成する段階で支出を受けた者の住所の把握はいずれにしても必要であり、収支報告書に住所を記載し、説明責任を負うことになることも考えると、収支報告の適正を担保する観点から、住所の記載された書面が政治団体において保存されることが適当と考えられる。

ただし、その住所が会計帳簿に記載されていないかは議論があるところであり、支出を受けた者から徴取した保存義務が課される領収書等に住所が記載されている場合、会計帳簿の住所の記載と同等以上の実在性の担保になると考えられることから、さらに会計帳簿に記載を求めるまでの必要はないとも考えられる。

したがって、収支報告書に支出を受けた者の住所の記載が義務付けられている、通常の政治団体であれば5万円以上の政治活動費、資金管理団体であれば人件費を除く5万円以上の支出、国会議員関係政治団体であれば、人件費を除く1万円を超える支出については、領収書等に住所の記載がある場合、会計帳簿への住所の記載義務のあり方を見直す方向で検討を行っていくことが適当である。

また、収支報告書に支出の明細の報告義務がない支出（人件費及び人件費以外の1件1万円以下の支出。以下、少額の支出と呼ぶ。）については、支出を受けた者を特定するために会計帳簿への住所の記載を求めていることに関し、事務負担に比した意義及び必要性について、様々な意見が寄せられている。

平成23年3月 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（抄）

収支報告書で住所を報告すべき支出以外の支出についても、一般的な会計経理の実務も踏まえ、その実在性の担保としてすべての支出について会計帳簿への住所の記載を求めていることに対し、以下のような様々な意見が寄せられているところである。

- ① 仮にその実在性の担保のために住所を書面として残すことが必要としても、上記趣旨に鑑みれば、法律に基づいて徴取・保存がされている領収書等に住所が記載されている場合は、さらに会計帳簿に記載を求めるまでの必要はないのではないか。
- ② 住所が記載されていない領収書等でも、国会議員関係政治団体の支出に係るものについては、登録政治資金監査人による政治資金監査により会計帳簿との突合が行われることから、開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿の住所の記載よりも支出の実在性の担保になるのではないか。
- ③ さらに進んで、登録政治資金監査人による政治資金監査を受けない支出であっても、法律に基づいて領収書等の徴取・保存義務が課される支出（通常の政治団体の5万円以上の経常経費又は資金管理団体の5万円以上の人件費）については、当該領収書等に住所が記載されていなくとも、支出を受けた者から徴取した領収書等が保存されていれば開示の対象ともならない内部管理用の帳簿である会計帳簿の住所の記載と同等以上の実在性の担保になり得るのではないか。
- ④ 少額の支出についてまで、すべて住所把握を求めることは、必要以上の負担を課しているのではないか。

今後、収支報告書で住所を報告すべき支出以外の支出については、上記の意見に係る議論を深めつつ、収支報告書で住所を報告すべき支出の取扱いや従来の取扱いも踏まえながら、検討を行っていくことが適当である。

(2) 検討

① 国会議員関係政治団体が、高額の支出について会計帳簿の住所記載を省略する場合

(メリット)

政治団体の事務負担が軽減される。(ただし、政治団体の支出の中で収支報告書に支出の明細が報告される支出件数の割合は大きくないと考えられる。)

→収支報告書において、支出を受けた者の住所が報告されるので、支出を受けた者を特定することが可能であり、支出の透明性は損なわれない。また、収支報告書において報告される支出を受けた者の住所が、高額領収書等に記載された住所に基づいて記載される限り、支出の実在性は損なわれない。

(論点)

i 会計帳簿の意義付け

会計帳簿における支出を受けた者の住所の記載を省略することとする場合、政治団体の収支の状況を明らかにするために必要であるとされる情報がすべて記載されるものとしての会計帳簿の意義付けは変わるという課題があること、一方で、領収書等に支出を受けた者の住所が記載されている場合は、当該領収書等を基に収支報告書を作成することができることをどのように考えるか。

ii 領収書等に住所が記載されていない場合

収支報告書において国民に報告される支出を受けた者の住所を政治団体の内部書類においても記録しておくことの必要性をどのように考えるか。

iii 領収書等が存在しない場合

登録政治資金監査人が確認する領収書等を徴し難かった支出の明細書又は領収書等亡失等一覧表は会計責任者が自ら作成した書類に過ぎないこと、また、iiと同様に、収支報告書において国民に報告される支出を受けた者の住所を政治団体の内部書類においても記録しておくことの必要性をどのように考えるか。

iv 資金管理団体・その他の政治団体

会計帳簿に支出を受けた者の住所記載を省略する対象を検討するメルクマールとして、収支報告書で支出を受けた者の住所が報告されるか否か、支出を受けた者の住所が記載されている領収書等が徴取・保存されているか否かが考えられるか。

また、資金管理団体・その他の政治団体は、政治資金監査人の確認を受けていないことをどのように考えるか。

② 国会議員関係政治団体が、少額の支出について会計帳簿の住所記載を省略する場合

(メリット)

政治団体の支出の中で少額の支出の割合は大きいと考えられるので、政治団体の事務負担が大幅に軽減される。

→国会議員関係政治団体は、すべての支出について領収書等を徴取・保存し、登録政治資金監査人の確認を受けることとされており、また、少額領収書等の写しの開示制度により少額領収書等は国民に公表されることで、支出の実在性は担保されている。

(論点)

i 領収書等に住所が記載されていない場合

収支報告書において国民に報告されない支出について、政治団体の内部書類であり公表されない会計帳簿に支出を受けた者の住所を記載することの必要性をどのように考えるか。

ii 領収書等が存在しない場合

登録政治資金監査人が確認する領収書等を徴し難かった支出の明細書又は領収書等亡失等一覧表は会計責任者が自ら作成した書類に過ぎないこと、また i と同様に、収支報告書において国民に報告されない支出について、政治団体の内部書類であり公表されない会計帳簿に支出を受けた者の住所を記載することの必要性をどのように考えるか。

iii 資金管理団体、その他の政治団体

収支報告書で支出を受けた者の住所が報告されない支出について、国会議員関係政治団体と資金管理団体、その他の政治団体との間で、その金額、領収書等の徴取・保存義務、政治資金監査の有無について差異があることを踏まえた上で、会計帳簿の住所記載の省略についてどのように考えるか。

【Ⅱ】 会計帳簿に記載すべき住所について

支出を受けた者が団体である場合の住所記載について

政治資金規正法上、支出を受けた者の住所は、団体にあつては、その主たる事務所の所在地（本社と解されている）を記載することが義務付けられている。しかし、領収書等に記載されている住所が、支出を受けた団体の本社の住所ではなく、政治団体が実際に支出をした支社等の住所である場合、収支報告の明瞭性の観点、政治団体の実務上の観点、登録政治資金監査人の実務上の観点を踏まえた上で、検討を進める。

1 収支報告の明瞭性の観点

領収書等に政治団体が実際に支出をした支社等の住所が記載されている場合、収支報告書には支出を受けた者の本社の住所が記載されているため、領収書等と収支報告書に記載されている支出を受けた者の住所が異なり、関係書類の整合性が取れておらず、分かりにくいものとなっているのではないか。

2 政治団体の実務上の観点

領収書等に政治団体が実際に支出をした支社等の住所が記載されている場合、会計責任者は改めて当該支出を受けた者の本社の住所を調べる必要がある。また、直営店かフランチャイズ店かの判断のように、当該住所が主たる事務所の所在地であるかどうかの判断が困難な場合も存在する。

3 登録政治資金監査人の実務上の観点

登録政治資金監査人が領収書等と会計帳簿を突合する際に不突合が生じる場合があり、その場合、当該会計帳簿に記載されている住所が当該支出を受けた者の本社の住所であることを確認する必要がある。

今後の方向性について

政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にし、支出を受けた者の住所をはじめ所定の事項の記載により支出の実在性を担保するために、会計帳

簿に支出を受けた者の住所を記載させる法の趣旨に鑑みると、支出を受けた者の住所は、必ずしも支出を受けた者の本社である必要はないと考えられる。

そこで、会計帳簿に記載される支出を受けた者の住所は、当該者が団体である場合に、原則は本社であるとしても、例外として支出を受けた者が発行した領収書等に記載された住所（政治団体が実際に支出をした支店の住所）を含めることとする対応を検討できないか。

マニュアル上の取扱いについて

政治資金監査上は、会計帳簿への住所の記載について、政治資金監査マニュアルにおいて、支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか確認が困難である場合、記載不備と取り扱わないこととしている。

政治資金監査マニュアル 平成22年9月改定版（抄）

会計帳簿に必要記載事項の記載不備がある場合は、その旨を会計責任者に指摘すること。

なお、支出を受けた者の住所の記載について、以下に掲げる場合は、政治資金監査においては記載不備とは扱わないこと。

- 支出を受けた者が団体であり、会計帳簿の備考欄に記載された住所が当該団体の主たる事務所（本社）の所在地であるか確認が困難である場合

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費	コインパーキング駐	1,200	H21.6.20	〇〇パーク	東京都港区赤坂以下不明
(1)組織活動費	車代				
⋮	タクシー代	1,680	H21.10.21	〇〇タクシー	住所不明（個人タクシーのため）
(4)調査研究費	書籍購入費	3,853	H21.2.3	〇〇 Book Store	アメリカ合衆国ニューヨーク州以下不明
支出の総額					

政治資金監査マニュアルを改定する際には、会計帳簿にいずれかの住所が記載されていれば記載不備とは扱わないことを明記し、政治資金監査における会計帳簿の住所記載の取扱いを明確にすることを検討する必要があるのではないか。

【1】 会計帳簿への住所の記載について

支出の種類			領収書等の状況		領収書等の保存あり		領収書等の保存なし
			領収書等に住所の記載あり	領収書等に住所の記載なし	領収書等に住所の記載あり	領収書等に住所の記載なし	—
収支報告書での住所報告義務がある支出	領収書等の徴取・保存義務あり (a)	政治資金監査あり (国会議員関係政治団体)			① ii	① iii	
		政治資金監査なし (資金管理団体・その他の政治団体)			① iv		
収支報告書での住所報告義務のない支出	領収書等の徴取・保存義務あり	政治資金監査あり (国会議員関係政治団体) (b)			② i	② ii	
		政治資金監査なし (資金管理団体・その他の政治団体) (c)			② iii		
	領収書等の徴取・保存義務なし	政治資金監査なし (資金管理団体・その他の政治団体) (d)					

【2】領収書等の徴取・保存義務及び収支報告書の住所記載義務の範囲

国会議員関係政治団体

金額	支出項目	経常経費		政治活動費
		人件費	人件費以外の経費	
1万円を超える		(b)	(a)	
1万円以下				

資金管理団体

金額	支出項目	経常経費		政治活動費
		人件費	人件費以外の経費	
5万円以上		(c)	(a)	
5万円未満		(d)		

国会議員関係政治団体及び資金管理団体を除く政治団体

金額	支出項目	経常経費		政治活動費
		人件費	人件費以外の経費	
5万円以上		(c)	(a)	
5万円未満		(d)		



領収書等の徴取・保存義務がある範囲



収支報告書での住所報告義務がある範囲



少額領収書等の写しの開示制度がある範囲